

京都市告示第 491 号

身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に規定する医師の診療障害区分を次のとおり追加しました。

令和 3 年 1 月 4 日

京都市長 門 川 大 作

医師名	診療場所	診療科目	障害区分	追加する障害区分
小崎 真規子	(医) 葵会 紫野協立診療 所	内科	肢体, 心臓, 呼吸器	音声・言語, そしゃ く, 腎臓, ぼうこ う・直腸, 肝臓
佐藤 和美	(医) 回生会 京都回生病院	一般内科, 消 化器内科	肢体, ぼう こう・直腸, 肝臓	心臓, 腎臓, 呼吸器, 小腸
那須 徹也	(公社) 信和 会 京都民医 連あすかい病 院	内科	音声・言語, 肢体, 心臓, 腎臓, 呼吸 器, ぼうこ う・直腸, 小腸, 肝臓	視覚, 平衡, そしゃ く

\*障害区分の視覚又は聴覚については, 診療科目が眼科又は耳鼻咽喉科以外の  
場合, 腫瘍や神経疾患等による視力喪失者又は聴力喪失者の診断に限る。

(地域リハビリテーション推進センター企画課)